○東北地方整備局告示第百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年五月十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

第１　起業者の名称　青森県

第２　事業の種類　一般国道279号改築工事（二枚橋バイパス・青森県むつ市大畑町佐藤ケ平地先国有森林地内から同市大畑町涌舘地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第３　起業地

１ 収用の部分　青森県むつ市大畑町佐藤ケ平地先国有森林、釣屋浜、大畑道、二枚橋及び涌舘地内

２ 使用の部分　青森県むつ市大畑町釣屋浜及び大畑道地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県むつ市大畑町佐藤ケ平地内から同市大畑町八幡湯坂地内までの延長2,700ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道279号改築工事（二枚橋バイパス）及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一般国道279号改築工事（二枚橋バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）附則第３項において、国土交通大臣は、改正前の道路法の規定による一級国道であったものを除き、一般国道の改築を当該改築に係る一般国道が存する都道府県が行うこととすることができるとされている。本件事業は、一般国道279号（以下「本路線」という。）における本件区間に係る改築工事であるところ、本路線は改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業については、改正法附則第３項の規定により青森県が施行できると認められる。

また、道路法第13条第１項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び本件区間が青森県に存することから、青森県が本件区間の道路管理者となる。

これらのことなどから、起業者である青森県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、北海道函館市を起点とし、青森県下北郡大間町、むつ市等を経由し上北郡野辺地町に至る延長130.6㎞の路線であり、下北半島地域（以下「本地域」という。）における産業、経済を支え、沿線地域の生活道路としての機能も有する幹線道路である。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき青森県防災会議が策定した青森県地域防災計画において第二次緊急輸送道路に指定されている防災上も重要な路線となっている。

本路線の通過地に位置する下北郡大間町、同郡風間浦村では水産業が重要な産業となっており、特にも大間町で水揚げされるマグロは東京築地市場に出荷され「大間マグロ」として高値の取引をされている。また、本地域には自然公園法（昭和32年法律第161号）による国定公園である下北半島国定公園があり、本路線は、大間崎などの観光地へのアクセス道路となっている。

しかしながら、本路線は大間町、風間浦村及びむつ市を結び、通年通行が可能な唯一の幹線道路となっているが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、狭小な２車線道路であり、道路構造令に定める最小曲線半径を満たさない箇所が複数存する状況となっており、また、現道は小学校への通学路としても利用されているが歩道が整備されておらず、さらに、冬期間においては、除雪によって車道部への堆雪を余儀なくされ大型車等のすれ違いが困難となり、歩行

者の通行も非常に危険な状況となっている。以上のように現道は、幹線道路及び生活道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

本件事業の完成により、道路構造令の規定による良好な線形を有し、除雪を勘案した幅員の道路が整備され、年間を通した安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、通過交通が本件区間に転換され、現道における歩行者等の安全な交通が図られると認められる。

また、観光の振興及び水産物等の物流の効率が向上するなど地域経済の発展に寄与し、災害時の緊急輸送道路としての機能も確保されると認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が任意に平成22年6月に環境影響に関する調査を実施しており、大気質、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足すると確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2)　失われる利益

起業者が本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、平成17年７月及び８月に任意に行った調査等によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、青森県レッドデータブックの重要希少野生生物Bランクに記載されているシオヤトンボ、キキョウ及びフクジュソウ等が確認されているが、本件事業による改変及び影響範囲は小さく、周辺には同様の生息環境が広く存在することなどから影響は軽微であると予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所確認されているが、起業者は、青森県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小、線形不良箇所等を解消し、年間を通した安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、山側バイパス・一部現道拡幅案（以下「申請案」という。）、現道案及びバイパス・一部現道拡幅案の３案について検討が行われている。申請案と外２案を比較すると、申請案は宅地の取得必要面積及び支障物件が少ないこと、工事施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合

理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道は幅員狭小、線形不良箇所等があり、また歩道も整備されておらず、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、むつ市長を会長とする下北総合開発期成同盟会より、本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県むつ市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　青森県むつ市大畑町佐藤ケ平地先国有森林、釣屋浜及び大畑道地内